

次の書類の送達を受けるべき者の住所が不明のため、書類の送達ができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第2項の規定により、次のとおり公示します。

なお、書類は市長が保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付します。

令和8年6月25日

名寄市長 加藤 剛



記

1. 送達すべき書類の名称

令和8年度軽自動車税通知書

2. 送達を受けるべき者の氏名

- ① 佐藤 久
- ② 筒井 義典
- ③ 小森 青蘭
- ④ 宮崎 玲遠

3. 書類の保管場所

市民部税務課資産税係

4. 書類の交付方法

送達を受けるべき者の申出ある場合直ちに交付します

5. 納期限

令和8年度第1期の納期限を令和8年7月31日に定める